

矢掛町農業委員会議事録

1. 開催日時

令和2年2月28日（金）午前9時30分～午前10時45分

2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員 15名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	林 義夫	出
2番	高槻 祥治	出	美川地区推進委員	谷許 和昭	出
3番	鳥越 幸男	出	三谷地区推進委員	藤原 邦夫	出
4番	渡邊 卓司	欠	山田地区推進委員	原野 尚徳	出
5番	片山 悦志	出	川面地区推進委員	鳥越 哲夫	出
6番	小野 孝一郎	出	中川地区推進委員	石井 博	出
7番	平井 康夫	出	小田地区推進委員	田邊 登	出
8番	平井 忠行	出			
9番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第50号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第51号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (3) 議案第52号 農用地利用集積計画書（No.141）（案）の決定に対する意見について（農地中間管理権の設定に関するもの）
- (4) 議案第53号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について（矢掛町全域）
- (5) 議案第54号 農業委員会の適正な事務実施に基づく「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」の決定について
- (6) 議案第55号 農業委員会の適正な事務実施に基づく「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」の決定について

5. 議案の内容

別紙のとおり

議 長	<p>それでは、ただ今から令和元年度第12回農業委員会総会を開催します。 本日は4番 渡邊委員が欠席です。 休会中の会長事務につきまして報告します。</p> <p>・2月21日 女性農業委員の登用に関する岡山県農業会議の訪問（町長室） 以上で、休会中の会長事務の報告を終わります。</p> <p>会議に入る前に、本日の署名委員を指名いたします。 署名委員は7番 平井康夫委員と、8番 平井忠行委員にお願いします。</p> <p>本日の議事につきましては、議案第<u>50</u>号から議案第<u>55</u>号の<u>6</u>議案です。</p>
議 長 事 務 局	<p>議案第<u>50</u>号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、 <u>6</u>件議題といたします。 事務局から説明します。</p> <p>（議案朗読説明）</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>以上6件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号 には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> </div>
議 長 山田地区 推進委員 議 長 議 長	<p>事務局の説明が終わりました。 事案番号<u>38</u>番、<u>39</u>番につきまして、地元委員の意見をお願いします。</p> <p>38番、39番は関連があるため、一括で説明します。譲受人、譲渡人が互いに農地を交換します。問題ありません。</p> <p>地元委員から意見がありましたが、事案番号<u>38</u>番、<u>39</u>番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>異議がございませんので、事案番号<u>38</u>番、<u>39</u>番につきまして、許可と決定いたします。</p>

議 長	事案番号 40 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
1 番委員	40番は譲渡人が体調不良で農業を縮小されるにあたり、譲渡する土地の北側で耕作されている譲受人が引き受けるものです。譲受人も高齢ではありますが、後継者があるので問題はありません。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 40 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし)
議 長	異議がございませんので、事案番号 40 番につきましては、許可と決定いたします。
議 長	事案番号 41 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
3 番委員	譲渡人は高齢で後継者もなく、10年ほど前から譲受人に耕作をお願いされていて、今回贈与を考えられています。譲受人は多くの農作物を作られており、問題はないと思います。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 41 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし)
議 長	異議がございませんので、事案番号 41 番につきましては、許可と決定いたします。
議 長	事案番号 42 番、 43 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
中川地区 推進委員	42番、43番については関連があるので、一括で説明します。42番は譲渡人が体調不良により耕作できなくなりました。43番は譲渡人が遠方に住んでいるため、耕作が難しいです。それぞれ同じ譲受人に渡すことにしました。問題はないと思います。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 42 番、 43 番につきまして、

議 長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がございませんので、事案番号 <u>42</u> 番、<u>43</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>議案第 <u>51</u> 号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について、<u>3</u> 件議題といたします。</p> <p>事務局から説明します。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>事案番号12番から14番は、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としています。</p> <p>総会次第に現地確認写真を載せております。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>事案番号 <u>12</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。</p>
山田地区 推進委員	<p>12番は車庫への車の出し入れが不便のため、露天駐車場に転用しました。排水等も問題はないと思います。始末書が提出されています。</p>
議 長	<p>地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>12</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がございませんので、事案番号 <u>12</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>事案番号 <u>13</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。</p>
1 番委員	<p>家のリフォームで気づき、事後処理になりますが、許可申請を出されています。問題はないと思います。始末書が提出されています。</p>

議 長	<p>地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>13</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がございませんので、事案番号 <u>13</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>事案番号 <u>14</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。</p>
山田地区 推進委員	<p>排水溝を設置します。問題はないと思います。</p>
議 長	<p>地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>14</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p>
議 長	<p>許可後、排水溝の設置の確認等はどうしますか。</p>
山田地区 推進委員	<p>排水溝を設置後、確認します。</p>
事 務 局	<p>工事完了後、完了報告書を提出してもらいます。写真も添付してもらいます。現地確認も行います。</p>
議 長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がございませんので、事案番号 <u>14</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>議案第 <u>52</u> 号 矢掛町農用地利用集積計画書 (No. 141) (案) の決定に対する意見について、事務局から説明します。</p>

事務局	<p style="border: 2px solid red; padding: 5px;">議案第52号については、岡山県農地中間管理機構を通じて農地の貸借を行う案件であります。岡山県農地中間管理機構が所有者から借り受ける農地を選定し、その内容で市町村長が決定するもので、計画に対し農業委員会の意見を提出することとなっているものです。</p> <p>(計画の内容について説明)</p>
議長	<p>事務局からの説明がありましたが、意見等をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議がございませんので、議案第52号について、計画書どおり決定いたします。</p>
議長	<p>議案第 53 号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、議題といたします。 事務局から説明します。</p>
事務局	<p>集計表にありますとおり、今回対象となっている農地は、15地区、106筆、約6.3haです。 (抽出基準、各地区の一覧表、地図についての説明) 以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件につきまして、リストのとおり、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断してよろしいか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、リストのとおり、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断することを議決します。</p>
議長	<p>議案第 54 号 農業委員会の適正な事務実施に基づく「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」の決定について、議題といたします。 事務局から説明します。</p>

事務局	<p>本件は、農業委員会の1年間の活動計画について、点検・評価を行い、その結果をHPに公表し地域の農業者等の意見を求めるための（案）を審議するものです。今回審議していただき決定した内容は、矢掛町ホームページに30日間公表し、地域の農業者等の意見を踏まえて修正した後、再度審議していただく予定です。では、内容について説明させていただきます。</p> <p>（議案朗読説明）</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」につきまして、ご意見はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>異議がございませんので、点検・評価（案）のとおり、作成することを議決します。今後、ホームページ等を活用し点検・評価を公表し、地域の農業者等から意見及び要望等を30日間募集します。寄せられた意見及び要望等を踏まえ、補正の上、点検・評価を決定し、ホームページ等で公表することとします。</p>
議長	<p>議案第 <u>55</u> 号 農業委員会の適正な事務実施に基づく「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」の決定について、議題といたします。 事務局から説明します。</p>
事務局	<p>本件は、議案第54号と同様に作成する来年度の計画です。それでは、内容について説明させていただきます。</p> <p>（議案朗読説明）</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」の決定につきまして、ご意見はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>異議がございませんので、活動計画（案）のとおり、作成することを議決します。今後、ホームページ等を活用し活動計画を公表し、地域の農業者等から意見及び要望等を30日間募集します。寄せられた意見及び要望等を踏まえ、補正の上、活動計画を決定し、ホームページ等で公表することとします。農業委員会は、決定した</p>

議 長	活動計画に基づいて活動を行うこととします。
議 長	次に報告事項について確認します。
議 長	農地法施行規則該当転用届 について 地元委員の確認報告をお願いします。
1 番委員	確認しました。始末書があり、事後処理の届出です。問題ありません。
議 長	農地改良届 について 地元委員の確認報告をお願いします。
川面地区 推進委員	確認しました。車の出入りも安全にでき、稲の苗代をする場所になります。
議 長	利用目的の変更届 について 地元委員の確認報告をお願いします。
美川地区 推進委員	確認しました。1番、2番ともに、地目は田でしたが、田として使わないということで今回畑に変更されます。問題はないと思います。
1 番委員	確認しました。3番は日照不足で水稻は難しく、畑に変更したいということです。
議 長	農地法第18条の規定による合意解約通知 について 地元委員の確認報告をお願いします。
三谷地区 推進委員	確認しました。1番は借受人が耕作できないということで解約となります。
8 番委員	確認しました。2番は今後転用申請をして、住宅を建築するということが解約となります。
川面地区 推進委員	確認しました。3番は利用権設定されている土地を解除して、3条申請されています。

中川地区 推進委員	確認しました。借受人は耕作が難しく、解約します。農地中間管理機構が入り、次の耕作者も決まっているので、問題はないと思います。
議 長	以上で、今月の議案についての審議は終了いたしました。 これもちまして、本日の農業委員会総会を終了いたします。